

新市建設計画の変更について

1 計画変更の趣旨

東日本大震災の発生を受け、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、被災地では、合併特例債の発行可能期限が10年間延長されました。

特定被災地方公共団体である本市においても、平成37年度まで合併特例債を活用することから、今後も継続して市の一体性を確立し、地域全体の均衡を図るとともに、さらには将来の財政運営の柔軟性を確保するため、本計画を変更するものです。

2 計画変更の内容

- (1) 計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10か年から平成37年度までの20か年に変更します。
- (2) 社会情勢の変化、法令及び制度改正等の状況を踏まえ、計画書中の文言を修正し、また、主要指標の数値は直近のものに変更します。
- (3) 計画延長期間に想定される市が主体となって行う事業を追加します。
- (4) 事業計画の選定にあたっては、
 - ①次期一関市総合計画や実施計画との整合性を検討し、社会情勢の変化や住民ニーズに弾力的に対応できるよう、記載内容等を見直します。
 - ②平成37年度までの計画延長期間に想定される事業を対象とし、現計画のほか、新規事業については、次期一関市総合計画前期基本計画（平成28年度から平成32年度まで）を踏まえて選定し、追加します。

【新市建設計画とは】

合併特例法に基づき合併協議会が策定した法定計画であり、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定め、将来のビジョンや施策の方向性を示します。

合併特例債など国からの財政支援を受けるためには、この計画の中に各事業計画を位置づける必要があります。その対象となる事業は、新市建設計画に基づく事業であることが前提とされ、平成28年度以降において、事業の財源として合併特例債を活用するためには、平成17年9月の合併にあたって策定された新市建設計画の期間を延長する必要があります。

今後、計画事業の追加を行い、11月下旬から12月にかけてパブリックコメントを実施したうえで最終の変更計画案を策定し、平成28年3月議会において議決を経て、計画を決定します。

過疎地域自立促進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

東日本大震災の発生を受け、平成 24 年 6 月に「過疎地域自立促進特別措置法」の一部が改正され、過疎地域自立促進のための地方債の発行可能期限が 5 年間延長されました。

過疎地域である当市においても、平成 32 年度まで過疎対策事業債を活用できることから、今後も一関市総合計画に位置づけられる各事業を具現化するための有効な財源を確保するため、過疎地域自立促進計画を策定するものです。

2 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年とします。

3 計画の構成等

過疎地域の自立促進にあたっては、自主的、主体的な取り組みが重要であるため、地域の自立促進に向け、自立促進施策区分ごとの現状把握と課題認識をもとに、今後の具体的な施策の展開を体系的に示します。

なお、事業計画の選定にあたっては、過疎地域における課題への対応や過疎化の進行を防ぐための対策、また、過疎地域の活力につながる事業を対象とし、現計画のほか、新規事業については、次期一関市総合計画前期基本計画（平成 28 年度から平成 32 年度まで）を踏まえて選定し、追加します。

【過疎地域自立促進計画とは】

過疎地域に対して、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を行うことにより、過疎地域の自立促進を図り、住民の福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正を目的として策定するもので、この過疎計画に基づく事業について、過疎対策事業債措置等の財政上の支援措置を受けることができます。

今後、計画事業の選定を行い、11 月下旬から 12 月にかけてパブリックコメントを実施したうえで最終の計画案を策定し、平成 28 年 3 月議会において議決を経て、計画を決定します。